

適性診断受診手数料補助要領

1 目的

中部交通共済協同組合（以下「中交協」）の組合員が、補助対象機関（以下一覽）において、適性診断を受診した場合に受診手数料を補助し、事業用貨物自動車における交通事故の防止を推進することを目的とする。

2 補助人数枠

1 組合員あたりの補助人数は、対人共済契約を締結した両数を上限とする。

3 補助対象期間

毎年度 4 月 1 日から翌年 2 月末日までに受診した組合員の運転者等を対象とする。

※期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

4 補助対象診断

(1) 初任診断 (2) 適齢診断 (3) 特定診断 I

5 補助金額

補助金額は、各県トラック協会等の助成を優先し、同協会等の助成額を差引いた金額を対象として全額を補助します。ただし、各年度における補助金の総額は事故防止対策委員会で決定する。

6 補助対象機関

(独) 自動車事故対策機構	名古屋主管支所
(独) 自動車事故対策機構	静岡支所
(独) 自動車事故対策機構	岐阜支所
(独) 自動車事故対策機構	福井支所
(独) 自動車事故対策機構	石川支所
(独) 自動車事故対策機構	富山支所

7 補助金の申請

補助金を受けようとする組合員は、適性診断受診券発行依頼書（様式1）を作成のうえ、事故防止部へ申請する。

8 適性診断受診券の交付

中交協は組合員から適性診断受診券発行依頼書（様式1）の申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、適性診断受診券（様式2）を交付し、組合員は受診時に受診先へ提出するものとする。

9 補助金の返還

中交協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、組合員にすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

- (1) この要領もしくはその他中交協が定める事項に違反したとき
- (2) 受診時点で組合を脱退しているとき